

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について
—オルタナティブ投資に係る一部資産の投資に限定した
FOFs への投資に係る一部解禁などに関する整備—

I. 改正の目的

令和6年9月に当協会では、「資産運用立国実現プラン」及び金融審議会市場制度ワーキング・グループなどからの提言内容である「投資家への多様な投資機会の提供の促進等を目的としたオルタナティブ投資を行う外国籍投資信託の投資信託財産への組入れ」を可能とするため、投資対象とする外国籍投資信託などの要件や留意すべき事項について整理を行い、規則の一部改正等を行ったところである。

国内投資者へのより一層の投資機会の提供促進などを目的として、オルタナティブ投資に係る一部資産の投資に限り、ファンド・オブ・ファンズへの投資に係る一部解禁をすることについて、当協会自主規制委員会下の運用専門委員会において、投資者保護に配慮することを前提に、かつ、従来より当協会に幅広く寄せられたご意見などを考慮し、投資信託財産への投資信託証券の組入れについて、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るための整理など検討を行い、金融庁とも密接な意見交換を重ねてきたところである。

今般、成案が得られたことから、「投資信託等の運用に関する規則」及び「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正を行うこととする。

また、外国投資信託証券の要件に係る規則の一部についても、投資信託及び投資法人に関する法律や日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」に係る規定内容と平仄を合わせる改正を行うこととする。

II. 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

イ 第12条におけるファンド・オブ・ファンズへ投資を禁止したファンド・オブ・ファンズの定義を明確にするとともに、MRF及びMMF（これらに類する性質を有するもの及び外国においてこれらに類する性質を有するものを含む。）への投資については、投資信託財産が組入れる投資信託証券への投資とみなさないことができるものとする。

（第12条第4項第2号の改正）

ロ 委員会決議で指定するオルタナティブ資産に投資を行う投資信託証券を組入れるファンド・オブ・ファンズに投資する場合には、細則第3条の

2第2項の要件を満たすことにより、ファンド・オブ・ファンズへの投資の禁止の例外とするものとする。

(第12条第4項第3号の新設)

- ハ 適格機関投資家私募については、投資先をデューデリジェンスすることなどの要件を満たすことにより、ファンド・オブ・ファンズへの投資の禁止の例外とするものとする。

(第21条第1項第2号、第24条の改正)

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

- イ 外国投資信託証券の要件について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこととしているが、投資信託及び投資法人に関する法律や日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」に係る規定内容と平仄を合わせ、議決権の総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないことに改めるものとする。

(第3条第1項第2号への改正)

- ロ 規則第12条第4項第3号に規定する要件を定めるものとする。

(第3条の2第2項の新設)

- ハ 規則第12条第4項第2号及び第3号と平仄をあわせる。

(第8条の改正)

III. 実施の時期

2026年6月10日から実施する。

以 上